

令和2年度 第4回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和3年3月23日(火) 午前10時から正午まで
場 所	: 宮城県行政庁舎10階 1001会議室
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、令和2年度第4回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

本日のご出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

イ 【変更】ダイシン船岡店(法附則第5条第1項)

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1・資料1-Aに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。変更の届出であるダイシン船岡店について、次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。変更の届出は、審議区分上は報告事項ですが、ご意見がありましたらお願いします。

蒔苗委員

今回、変更の申請に至った経緯は何かあるのでしょうか。

事務局

これまでは旧大規模小売店舗法で駐輪場の台数が届出事項となっていなかったこともあり、駐輪場を設置していませんでした。しかし、実際の利用状況として一日数台自転車での来客があるということから、今回新たに駐輪場を設置することにしたとのことです。

蒔苗委員

特に自転車で事故等があったということではないのですね。

事務局

はい。

江成委員長

ありがとうございます。

他にご意見ご質問ございませんか。それでは、ただいまの件につきましては、審議対象ではなく、報告事項として進めていただくことにしたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】(仮称) フレスコキクチ名取増田店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。はじめに(仮称)フレスコキクチ名取増田店について審議を行いますので、出店者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

栗原委員

15ページの配置図を見ると、従業員用駐車場の割合が多いようですが、これらはすべて従業員専用なのでしょうか。

設置者

従業員用と書かれていますが、来客と兼用になります。

栗原委員

届出台数の70台に従業員兼用の部分は含まれているのですか。

設置者

含まれていません。従業員用も含めると全部で139台の予定です。

栗原委員

従業員数はどのくらいなのでしょう。

設置者

70人くらいの予定ですが、全員が自家用車で通勤するわけではありませんので、従業員分の台数は確保できていると考えています。

蒔苗委員

新型コロナウイルス感染拡大の影響で地元説明会を開催しないとのことですが、近隣の住民の意見を聞く機会は設けていますか。

設置者

チラシでの周知を行います。また、店舗が立地するのは南側にある住居の方からお借りしている土地であり、計画の概要については了承を得ています。

蒔苗委員

従業員駐車場は来客と兼用ということですが、従業員用として固定したエリアは設けないのでしょうか。特に南側の駐車場は住居と隣接していますが、従業員用で固定しないのでしょうか。

設置者

出入口付近と南側の駐車場については、なるべく従業員で使う予定です。特に南側は住居が近いので、来客車両が駐車してアイドリングをしないように従業員が駐車する方向で考えています。

蒔苗委員

その方がよいと思います。店舗前面の道路が通学路指定されているようですが、それについての対策はあるのでしょうか。

設置者

搬入車両については通学時間帯を避けた計画としています。また、出入口付近には見通しの邪魔となるようなものを設置しないようにしています。

本郷委員

店舗前面の道路ですが、休日には信号交差点からセブンイレブンのあたりまで車が並ぶこともあります。時間帯によっては渋滞で車が動かない状況も考えられると思うのですが、警備員を配置するなど何か対策はされるのでしょうか。

設置者

警備員については通常平日の配置はしないのですが、この店舗では平日も警備員を配置する予定です。

本郷委員

夜間の騒音レベル最大値について、北西側の住居付近での予測は行っていないのでしょうか。

設置者

57ページを見ていただくとわかりやすいのですが、C5の地点で予測を行っています。

本郷委員

わかりました。

江成委員長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、この件については以上で終了としたいと思います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】ドラッグストアモリ亙理逢隈店（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、議題（3）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案についてです。ドラッグストアモリ亙理逢隈店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

本郷委員

附帯意見案についてですが、将来にわたって騒音に対する配慮を設置者に求める内容ということによろしいですね。

事務局

はい。

本郷委員

届出では営業時間が24時間となっていますが、ドラッグストアモリでは届出上は24時間でも実際には夜間まで営業しないことが多いと伺っていました。こちらの店舗では実際に24時間営業するのでしょうか。

事務局

実際には24時間営業ではないと伺っています。

江成委員長

届出内容より短い時間で営業することについて問題はないのでしょうか。

事務局

届出上の問題は特にありません。今後の状況によって24時間営業にする可能性も考えて、この内容で届出しているのだと思います。

江成委員長

それではこの件は説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告について

イ 【変更】スーパーセンタートラスト岩出山店（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、議題（4）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告についてです。はじめにスーパーセンタートラスト岩出山店の意見書について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について何かご質問などはございますか。

栗原委員

ホームセンターなので自転車での来店は少ないという説明でしたが、こちらの店舗はスーパーマーケットではないでしょうか。

事務局

生鮮食品等も扱っている店舗であり、ホームセンターという説明は不正確でした。

江成委員長

スーパーであっても自転車での来店は少ないということですね。

事務局

はい。駐輪場の利用上を調査して必要台数を算出していますので、問題はないと思われま

江成委員長

それでは先ほどの不正確な説明については修正していただいて、この件は説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。

(5) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程及び任期について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は6月に開催予定ということで

3 閉会

事務局

本日の審議，大変ありがとうございました。

それでは，今回で退任される江成委員長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

江成委員長

※ご挨拶

事務局

ありがとうございました。続きまして，退任される江成委員長に対しまして，菅原商工金融課長よりお礼の言葉を申し上げます。

菅原課長

※お礼の言葉

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。